

令和6年 第5回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和6年3月18日（月） 開始時刻 午後2時～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長，大森委員，檜山委員，小野委員，亀山委員
- 4 説明員 梓澤教育次長，口川学校教育担当次長，渡辺教育企画課長，
板倉総務担当主幹，加藤学校管理課長，小栗学校教育課長，
宇賀神学校健康課長，鈴木生涯学習課長，井上文化課長補佐，
今平文化財担当副参事，大嶋スポーツ振興課長，金子教育センター所長
古内教育企画課長補佐，上野総務担当副主幹，濱野係長，
田代係長，福田総括，玄番主事
- 5 書記
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
 - 議案第13号 宇都宮市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定
 - 議案第14号 職員の人事について
 - 議案第15号 宇都宮市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
 - (2) 協議事項
 - 協議第1号 令和6年度教育委員会基本方針（案）について
 - (3) 報告事項
 - 報告第16号 令和6年3月議会一般質問の概要について
 - 報告第17号 教育行政相談の内容と対応について
 - 報告第18号 教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程及び宇都宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正
 - 報告第19号 令和5年度宇都宮市「学習内容定着度調査」及び「学習と生活についてのアンケート」の結果概要について
 - 報告第20号 上神主・茂原官衙遺跡出土刻書瓦の重要文化財指定について
 - (4) その他
 - ① ライトラインを利用した通学区域弾力化制度による令和6年度入学者の2次募集結果について
 - ② 令和5年度社会教育委員の会議の結果について
 - ③ 令和5年度第2回生涯学習センター運営審議会の結果について
 - ④ 令和5年度第2回宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会結果について
 - ⑤ 冒険活動センターだより「ぼうけん」について
 - ⑥ 「宮っこを守り・育てる都市宣言」について

8 議事の内容

教育長	ただいまから、第5回宇都宮市教育委員会を開会する。
教育長	次に、第1, 2, 3回の会議録についてご意見などあるか。 (意見などなし)
教育長	このとおり承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	会議録を承認する。
教育長	それでは、第1回会議録は、檜山委員、小野委員 第2回会議録は、小野委員、亀山委員 第3回会議録は、大森委員、亀山委員に願います。 (会議録に署名)
教育長	本日の会議録署名委員は、大森委員、檜山委員に願います。
教育長	議案第15号、報告第17号については、「個人情報が含まれているもの」、 協議第1号については、「意思形成過程にあるもの」、議案第14号については、 「人事に関するもの」であるため、非公開としてよろしいか。 (全員賛成)
教育長	全員賛成なので、これについては非公開とする。
教育長	それでは、審議事項に入る。 議案第13号「宇都宮市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定」について、説明願う。
教育企画課長	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	今までは、参集、オンライン、持ち回りと3種類の臨時会があったが、持ち回りの臨時会が臨時代理に変わるという理解で間違いないか。
教育企画課長	これまで行っていた臨時会のうち、緊急的に行っていた持ち回りについては、教育長の臨時代理において対応したいと考えている。
小野委員	これまで持ち回りの臨時会は、案件として公開していなかったか。
教育企画課長	持ち回りの臨時会は、臨時会として実施し、決をとったものとしているため、改めて別の会議の際に報告することはしていなかった。持ち回りの臨時会で成立したものとしている。
小野委員	参集している臨時会だとどうなるか。公開はしているのか。
教育企画課長	参集している臨時会でも定例会でも効力は一緒となる。定例会は月1回行っており、それ以外の日程で割り振っているものを臨時会としている。事前に予定し

	ていないものの日程の関係で開催できる場合は、臨時会としているものもある。公開・非公開については、定例会、臨時会で分けられるものではなく、案件ごとの整理になるため、「意思形成段階である」、「人事案件である」、「個人情報が含まれている」といった案件であれば、定例会、臨時会でも非公開となる。
小野委員	今後、臨時代理になった場合、何を公開するのか。
教育企画課長	臨時代理で行ったものについては、次回の定例会や臨時会において、報告する。案件そのものが非公開に該当する場合は、次の定例会で報告したとしても非公開案件となる。
小野委員	今までの持ち回りの臨時会でも、同じような報告を定例会や臨時会でやっていたのではないか。
教育企画課長	かけなければならない案件について、それぞれかけられるタイミングがあり、直近の定例会や予定されている臨時会に間に合わないものについて、持ち回りの臨時会を行ってきた。
小野委員	今の説明を前提にすると、臨時代理だから開かれた教育委員会にふさわしいかといった点では、今までと差はないのではないかと感じているため、そこをあまり押していかない方が良い。
大森委員	持ち回りだと、この日に開催というのではなく、期間の中で開催していたのではないかと考える。様々なオンラインの会議やメールの会議において、この期間に開催したというのが公開されていることがあると思うが、そういった対応はしてこなかったのか。
教育企画課長	これまでの中で、期間というよりも、教育委員の皆様が集まっている中で説明を直接してそこで審議をしていただいて決定をするというのが第一であり、オンラインで開催したとしても、オンラインで協議して採決をとる形をとっている。例えば、持ち回りが2日間かけて回ったなどしても、期間としてとらえられるが、そういった運用はしていない。
大森委員	意見聴取のみをしていて、議論をしていないというところで、公開できなかったということか。
教育企画課長	案件として、公開できる案件なのか非公開の案件なのかを判別している。
小野委員	臨時代理の方が、持ち回りの臨時会と比べて優れている部分は、教育委員の時間的負担の部分のみかと思う。持ち回りの臨時会として、報告案件として公開したり、教育委員の意見表明が可能であるとなったりした方が良い。臨時代理を取り入れることについて、整理の仕方だけでも見直してほしい。
教育企画課長	報告案件として公開できることや、教育委員としての意見表明が可能であると整理した意図だが、案件として公開、非公開はもちろん、今日も傍聴者がいらっしゃるように、誰でも傍聴できる状況をつくり出すというところを意識したところである。それを公開できるであるとか、教育委員の意見表明が可能であるといったところを評価した。ご意見を踏まえ、整理していきたい。
教育長	それでは、議案第13号を決定してよろしいか。
	(全員了承)
教育長	議案第13号を決定する。

教育長	それでは、報告事項に入る。 報告第16号「令和6年3月議会一般質問の概要について」、説明願う。
総務担当主幹 教育長	(資料のとおり説明) 説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	公設民営のフリースクールとあるが、U@りんくすに所属しているお子さんが通常の学校に通っているのか、フリースクールや公設民営のフリースクールに通っているのかが知りたい。
教育センター所長	かなり少人数だが、フリースクールとU@りんくすに通っているお子さんはいらっしゃる。公設民営のフリースクールはないため、通っているお子さんはいない。
小野委員 教育センター所長 教育長	「まちかどの学校」は、フリースクールではないのか。 フリースクールではなく、市でおこなっている適応支援教室である。 公設民営のフリースクールは他市では事例がある。
檜山委員	質問要旨の中に、不登校と不登校予備軍という言葉が使われているが、不登校予備軍は設定しているのか。
教育センター所長	予備軍とは呼んでおらず、行き渋りのお子さんや、人間関係がうまくいかずに学校に行きにくくなっているお子さんに向けて、未然防止の取組を行っている。
檜山委員	不登校は定義づけされていると思うが、不登校予備軍については定義づけしないのか。
教育センター所長	定義づけしていない。
亀山委員	パソコン室の開放についてだが、防犯上の問題があると答弁しているが、鍵がかからないということか。
教育センター所長	パソコン室は学校の3、4階にあることが多く、鍵がかかるようには設定されているが、そこに行くまでに学校を全体的に開錠する必要があることから、土日の学校が開放されていないときに活用することはなかなか難しい。
亀山委員	卒業式に参加したときに、校長先生から空き教室がなく、パソコン室なども使うのが難しいことから、これから児童が増えるのであれば、プレハブ校舎等の建設を検討していかなくてはならないというお話を聞いた。パソコン教室などの活用ができればと思った。
学校管理課長	答弁にもあるが、パソコン室は令和7年1月にはすべての小中学校からなくなる予定であるため、教室が不足している学校については、普通教室など別の用途への変更は可能である。学校と連携して進めていく。
教育長	それでは、報告第16号を承認してよろしいか。
教育長	(全員了承) 報告第16号を承認する。

教育長	報告第18号「教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程及び宇都宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正」について、説明願う。
教育企画課長	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	改正後、決定者が変わることはあるのか。
教育企画課長	決定者の部分については、第2条(4)の部分を変更するものである。次に掲げるものが決定者となり、教育次長から係長まで並列されているものであるが、こちらの中でカッコ書きの規定を修正しようとしている。改正後では、課長、課長補佐、係長それぞれにそれに相当する職を含むと追加したいと考えており、それに相当する職とは、各課には課長がいるが、例えば総務担当主幹や総務担当副主幹などスタッフ職と呼ばれる職についても、決裁までの過程で意思決定をいれていくことがあるが、その規定がもれていたため、これを機に追加した。
教育長	それでは、報告第18号を承認してよろしいか。
教育長	(全員了承)
教育長	報告第18号を承認する。
教育長	報告第19号「令和5年度宇都宮市「学習内容定着度調査」及び「学習と生活についてのアンケート」の結果概要について」、説明願う。
学校教育課長	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	デジタルシティズンシップ教育のところで、保護者と連携してとあるが、どのように連携しているのか。
教育センター所長	デジタルシティズンシップ教育に基づいた年間の指導計画があるが、先生方がそれをつかって指導するときに、あわせて家庭向けにプリントを配布して家庭での指導の仕方もお知らせし、双方向から指導ができるようにしている。
小野委員	家庭によって差が出てしまうようなものなのか。
教育センター所長	ネットでも課金の問題などもあることから、学級懇談会や学校長の便りなどを通して各家庭での指導をお願いしている。
小野委員	1人1台端末が始まってから、双方向でやる良さがあると感じているため、保護者が達成しているかを、先生からも促すなど多少の強制力をもちながら、デジタルシティズンシップ教育だけではなく、学校教育全体的に進めていってほしい。
大森委員	スマホを使う時間の中で、インターネットを見る時間とあるが、ゲーム、動画を見ることなどをこの時間から抜いている背景などはあるのか。
学校教育課長	最初は、通話、メールといった機能があって、そのあと動画などが見られるようになってという風にスマホも進化してきた。調査は、それぞれの機能について行っており、それぞれどのくらい使っているかを経年比較できるように別々に調査している。スマートフォンを利用する時間全体をトータルでみると増加傾向にある。

小野委員	どこかのタイミングで動画を見る時間なども含めていかないと実態とあわなくなるような気がする。
学校教育課長	別冊の43ページに詳しく載っている。動画には、テレビなども含まれている。
大森委員	少し違和感がある。公開資料でもあるため今後検討していただきたい。
亀山委員	小学校1年生の所持率が20%を超えているが、持たせている理由は何か。
学校教育課長	調査をしているわけではないが、放課後子どもの家に行く子どもも多いため、そういった連絡などに使っているのではないかと考える。
亀山委員	子どもの家に通っているお子さんのパーセンテージもこのくらいか。
学校教育課長	子どもの家に通っているお子さんに調査したわけではないため、あくまでも推測である。
檜山委員	今後の希望として、スマートフォンを持つのが普通の時代となっているが、長く使用している子どもの視力が低下しているかなど、視力との関係も知りたい。
教育長	今後の課題としていく。
教育長	それでは、報告第19号を承認してよろしいか。
	(全員了承)
教育長	報告第19号を承認する。
教育長	報告第20号「 かみこうぬし もばらかんがいせきしゅつどくしよがわら 上神主・茂原官衙遺跡出土刻書 瓦の重要文化財指定について」、説明願う。
文化財担当副参事	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	これは、最近出土されたものなのか。なぜこのタイミングとなったのか。
文化財担当副参事	この刻書瓦は、明治の頃から存在は知られていた。平成7年に上三川町で調査がはじまり、そのあと北関東自動車道ができたタイミングで調査を行い、この遺跡が北の方まで伸びているということで宇都宮市も上三川町と一緒に調査をし始めさらに瓦がでてきた。国の重要文化財の指定については、こちらで申請するのではなく、国が目をつけていて、2年ほど前から文化庁で調査がはじまり、価値がある程度定まってきたというところで、今回指定になった。
教育長	人の名前が書いてあるが、何のために書いてあるのか。
文化財担当副参事	いくつか説があるが、有力なものとしては、河内郡にいた人の名前であるとされており、当時の人が瓦を寄付したのではないかと考えられる。
教育長	それでは、報告第20号を承認してよろしいか。
	(全員了承)
教育長	報告第20号を承認する。
教育長	次に、「その他」の案件になるが、一部教育企画課長から補足をお願いする。 ・補足事項(教育企画課長)

教育長

その他の資料については、後ほどご覧いただきたい。

教育長

【公開できる案件の終了】

これからの議案については、非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いします。

【傍聴者の退席、非公開審議の開始】

- 議案第15号 宇都宮市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
⇒決定
- 協議第1号 令和6年度教育委員会基本方針（案）について
⇒承認
- 報告第17号 教育行政相談の内容と対応について
⇒承認

【非公開審議の終了】

教育長

現時点において、皆様からご意見などあるか。
(特になし)

教育長

次に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

- このあとの予定について
議案第14号の審議後、休憩をはさんで、委員 de サロンと連絡事項を行う。
- 今後の会議等の日程について
 - ・ 3月22日（金）午後 4時15分 総合教育会議
 - ・ 3月29日（木）午前 8時10分（予定） 辞令交付式
 - ・ 4月 1日（月）午前 8時40分（予定） 辞令交付式
 - ・ 4月 1日（月）午前10時 教育委員会臨時会
 - ・ 4月22日（月）午後 1時30分 教育委員会定例会

【非公開審議の開始】

- 議案第14号 職員の人事について
⇒決定

【非公開審議の終了】

教育長

以上をもって、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 16時00分

署名委員

署名委員

|